

### 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所  
秋田県秋田市寺内堂ノ沢二丁目1番1号  
株式会社 測地コンサルタント
2. 指名停止措置期間  
平成28年9月16日から平成28年12月15日まで（3ヶ月）
3. 指名停止措置の範囲  
東北森林管理局管内
4. 事 実 概 要  
株式会社 測地コンサルタントは、東北森林管理局青森森林管理署「鳴神沢治山工事設計業務」及び仙台森林管理署「ケヨウシ沢林道（林業専用道）調査設計業務」に関する調査等業務の品質確保対策に係る資料について、第三者照査技術者の依頼もせず他社の協力を得られなかったと資料の虚偽記載をした。
5. 指名停止措置理由  
上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）の別表第2、贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の16（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 白戸 副康 電話018-836-2070